

# 長野市指定給水装置工事事業者の登録・指定更新について

## 1 主な指定の要件

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者がいること。

※給水装置工事主任技術者についての詳細は、

(公財) 給水工事技術振興財団 (TEL 03-5695-2511) へお問い合わせください。

- (2) 一定の機械器具を備えていること (水道法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号による)

※別紙の機械器具調書で確認してください。

## 2 指定できない主な要件

指定工事業者が指定を取り消されてから、2 年を経過していない場合。

## 3 長野市水道局の事業区域

長野市上下水道局の給水事業区域は、長野市域のうち篠ノ井・川中島・更北地区を除く区域となります。長野市上下水道局の指定事業者は長野市上下水道局の給水事業区域で給水装置工事を行う事ができます。

(注意) 篠ノ井・川中島・更北地区は、長野県企業局の給水事業区域です。上記の 3 地区で給水装置工事を行う事業者は長野県企業局の指定を受けてください。(給水装置工事事業者の指定は水道事業者ごと必要です。) 長野県企業局川中島水道管理事務所 (TEL 284-1700) で申請してください。

## 4 申請から指定までの手続き

申請書類の提出

毎月 14 日締め (休日の場合は前日に繰り上げ)

※申請書受付の条件

- 書類に不備がないこと。
- 指定手数料の納付が確認できること。

新規工事店申請事務説明会

毎月下旬に開催 (日時については通知します)

※説明会の内容

- 給水装置工事(排水設備工事)の申請と工事実施方法について。
- 水道及び下水道に関する市条例及び規程等についての説明。

翌月 1 日指定

- 指定の有効期間は 5 年間です。期間満了後も継続して指定を受けたいときは、指定の更新を受けてください。
- 指定通知書は大切に保管してください。

## 5 指定更新の手続き

(令和元年 9 月以前に指定を受けた方に順次更新を案内します)

8 月 1 日～8 月末日

申請書の提出期間 (8 月末日が市の休日に当たるときは

↓

審査

市の休日の前日)

10 月 1 日

指定の更新

(お問い合わせ先)

長野市上下水道局 営業課 (第 2 庁舎 9 階)

TEL ; 026-224-5075

■提出書類（新規指定用）

下記①～⑩の書類に⑪を添えて、営業課の窓口にて申請してください。

新規指定用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
<input type="checkbox"/>	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ※提出控えが必要な場合は副本を持参ください。 ※役員は、法人登記されている役員の氏名を記載。（個人事業者は空欄。） ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、個人は事業内容を記載。 ※事業所に給水装置工事主任技術者を配置すること。（必須）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	② ①の書類に記載した申請者及び役員に関する次の書類 誓約書	1部	1部
<input type="checkbox"/>	③ 定款または寄付行為の写し	1部	不要
<input type="checkbox"/>	④ 法人登記簿 現在事項全部証明書（原本）または登記簿謄本（原本）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	⑤ 住民票 ※居住の各市町村で発行（本籍地、世帯主との続柄、個人番号は不要です。）	不要	1部
<input type="checkbox"/>	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（事業所及び器材置場の位置を住宅地図等で図示） ⑥-2 平面図（事業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※事業所と器材置場の敷地が異なる場合は各々についてご用意ください。	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑦ 写真 ⑦-1 事業所の外観（事業所の看板が確認出来るもの）と内部 ⑦-2 事業所敷地（駐車場等）の状況 ⑦-3 器材置場の外観と内部 ⑦-4 各器材（⑧機械器具調書 と対比・確認出来るもの） ※器材写真は機械器具調書の種別ごと程度にまとめて撮影をしていただき、 数量については、最低でも1つの撮影をお願いします。 ※機械器具調書<記入例> のように写真見出しの記入をお願いします。	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑧ 機械器具調書 ※写真帳との整合を再度確認してください。	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑨ ①の書類に記載した主任技術者の給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの。（免状又は技術者証の写し）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑩ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 ⑩-1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績 ⑩-2 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等） ⑩-3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 ⑩-4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑪ 指定給水装置工事事業者指定手数料 一件につき18,000円	左記のとおり	

※ なお、申請書等の様式は、局ホームページからダウンロードできます。

- ・ホーム→事業者の方へ→給・排水指定事業者→指定給水装置工事事業者の登録関係書類
- ・URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/suido/menu/5/2/index.html>

■提出書類（指定更新用）

下記①～⑩の書類に⑪を添えて、営業課の窓口にて申請してください。

指定更新用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
<input type="checkbox"/>	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ※提出控えが必要な場合は副本を持参ください。 ※更新の場合、「指定給水装置工事事業者指定更新申請書」と読み替えます。 ※役員は、法人登記されている役員の氏名を記載。（個人事業者は空欄。） ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、個人は事業内容を記載。 ※事業所に給水装置工事主任技術者を配置すること。（必須）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	② ①の書類に記載した申請者及び役員に関する次の書類 誓約書	1部	1部
<input type="checkbox"/>	③ 定款または寄付行為の写し	1部	不要
<input type="checkbox"/>	④ 法人登記簿 現在事項全部証明書（原本）または登記簿謄本（原本）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	⑤ 住民票 ※居住の各市町村で発行（本籍地、世帯主との続柄、個人番号は不要です。）	不要	1部
<input type="checkbox"/>	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（事業所及び器材置場の位置を住宅地図等で図示） ⑥-2 平面図（事業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※事業所と器材置場の敷地が異なる場合は各々についてご用意ください。	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑦ 写真 ⑦-1 事業所の外観（事業所の看板が確認出来るもの）と内部 ⑦-2 事業所敷地（駐車場等）の状況 ⑦-3 器材置場の外観と内部 ⑦-4 各器材（⑧機械器具調書 と対比・確認出来るもの） ※器材写真は機械器具調書の種別ごと程度にまとめて撮影をしていただき、 数量については、最低でも1つの撮影をお願いします。 ※機械器具調書<記入例> のように写真見出しの記入をお願いします。	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑧ 機械器具調書 ※写真帳との整合を再度確認してください。	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑨ ①の書類に記載した主任技術者の給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの。（免状又は技術者証の写し）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑩ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 ⑩-1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績 ⑩-2 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等） ⑩-3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 ⑩-4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑪ 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 一件につき9,000円	左記のとおり	

※ なお、申請書等の様式は、局ホームページからダウンロードできます。

- ・ホーム→事業者の方へ→給・排水指定事業者→指定給水装置工事事業者の登録関係書類
- ・URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/suido/menu/5/2/index.html>